四七二番三
四七四番
四七五番一、四七五番三及び四七五番四
四八〇番二
四八一番一及び四八一番二
四八三番一及び四八三番二
四八四番一及び四八四番二
四八五番二及び四八五番三
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県養父市奥米地
字高中　五八番六地先道路敷　一号及び二号
六〇番四　三号
四八〇番一　四号
六八番六地先道路敷　五号及び六号

○国土交通省告示第八百三十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年六月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
新田川一
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
兵庫県赤穂郡上郡町山野里
字飯坂　二七四九番二六及び二七四九番二七
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）
兵庫県赤穂郡上郡町山野里
字飯坂　二七四九番二五　一号及び二号
二七四九番二七　三号
二七四九番二八　四号から十九号まで
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
飯坂川一・新田川二
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県赤穂郡上郡町山野里
字飯坂　二七四九番四一　一号から七号まで及び二十四号
二七四九番三四　八号から二十三号まで
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
飯坂川二
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県赤穂郡上郡町山野里
字西山　二七五〇番一　一号から十三号まで

○国土交通省告示第八百三十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年六月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
田口谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県神崎郡福崎町田口
字妙見　六九一番一　一号、二号、二十四号、二十五号及び三十七号
六九〇番一〇　三号
六九〇番八　四号、六号、十七号及び二十一号から二十三号まで
六八九番　五号
六九〇番六　十五号、十六号及び十八号
六九〇番五　十九号及び二十号
六九〇番一　二十六号から三十五号まで
六九〇番一五　三十六号
字小屋垣内　二五一番一　七号
二五三番一　八号及び九号
二五一番二　十号から十三号まで
二五六番　十四号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
北油良川左支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷
兵庫県丹波市氷上町北油良
字油ラ木　三七九番二
一〇三六番二
一〇三七番三
字アイ山　一〇四四番九
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県丹波市氷上町北油良
字アイ山　一〇四四番一　一号から八号まで

○国土交通省告示第八百三十六号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成二十八年六月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平28第4001号	軌道運送高度化実施計画の認定	宇都宮市、芳賀町及び宇都宮ライトレール株式会社	栃木県宇都宮市宮みらい1番地1－栃木県芳賀郡芳賀町大字下高根沢4622番地先　14.6キロメートル

○国土交通省告示第八百三十七号

激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第四十一条第二項の規定に基づき、平成二十八年熊本地震による災害に係る同条第一項の市町村の区域を次のように告示する。

なお、平成二十八年国土交通省告示第八百七号は、廃止する。

平成二十八年六月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

熊本県熊本市、宇土市、宇城市、阿蘇市、菊池郡大津町、阿蘇郡西原村及び南阿蘇村並びに上益城郡御船町、嘉島町、益城町及び甲佐町

○防衛省告示第百四十一号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成二十八年六月二十二日

防衛大臣　中谷　元

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
六ヶ所対空射撃場水域（青森県上北郡六ヶ所村地先）	一区域 北緯四一度〇四分〇三秒、東経一四一度二三分一二秒の基点を中心とする半径二〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位四三度から一三三度までの射界を形成する扇形区域内の海面 二区域 北緯四一度〇四分〇三秒、東経一四一度二三分一二秒の基点を中心とする半径一〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位四三度から一三三度までの射界を形成する扇形区域内の海面	一区域 平成二十八年七月一日から同年八月三十一日までの間、毎日午前八時から午後七時まで 二区域 平成二十八年九月一日から同年十一月五日までの間、毎日午前八時から午後七時まで	全ての漁船の操業の禁止